

ひと  
男女が輝くまちづくり

# 第2次四国中央市男女共同参画計画

〈概要版〉



四国中央市

## ●●●● 男女共同参画社会のイメージ ●●●●

男女共同参画社会の実現に向けて、平成36年(2024年)には、このような姿になることをイメージしています。

例えば

### 家庭では…

男女がともに支え合い、協力しあいながら、家事や育児・介護などを行っています。



### 学校では…

男女が性別にかかわらず、個性や能力を活かして学び合い、多様な生き方を主体的に選択できます。



### 職場では…

男女が個々の意思により能力を十分発揮しながら働き、家庭や地域活動とのバランスのとれた働きやすい環境になっています。



### 地域では…

男女がともに積極的に地域活動等に参画し、活力ある地域がつけられています。



## ●●●● 男女共同参画社会とは ●●●●

近年の少子高齢社会、人口減少社会の到来、さらには急激な社会経済情勢の変化から、個人の生き方や価値観が多様化してきている現代社会において、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

家庭・学校・職場・地域などあらゆる分野で「男は仕事、女は家庭を守るべき」といった固定観念にとらわれず、多様な生き方が尊重されます。



## ●●●● 計画の基本理念 ●●●●

『<sup>ひと</sup>男女がともに認め合い、高め合い、明日をひらくまちづくり』

市民一人ひとりが性別に関係なく個性を認め合い、意識と能力を高め合い、<sup>ひと</sup>男女が輝けるまちを目指します。

## ●●●● 計画の位置付け ●●●●

○この計画は「四国中央市自治基本条例」の趣旨を踏まえ「第2次四国中央市総合計画」を上位とした個別計画です。

○この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく推進計画と位置付けます。



## ●●●● 計画の期間 ●●●●

平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

国・県をはじめ社会情勢の変化に柔軟に対応し、施策を効果的に推進するために、必要に応じて見直しを行います。



# ●●●● 計画の体系 ●●●●

## 基本目標Ⅰ とともに認め合い、尊重し合う意識づくり

男女共同参画に関する認識を深め、男女が対等な構成員として、ともに責任を担う社会にするためには、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを行うとともに、意識づくりが必要です。

そのためにメディアや様々な機会を通して、市民に男女共同参画社会の形成について、正しい理解を図るための、広報・啓発活動を行います。

さらに、家庭、学校、地域のあらゆる場や機会において、男女互いの人権の尊重など男女平等意識を高める教育や学習の充実を図ります。

また、これらの取組は国際的な動きと連動して行う必要があるため、国際的な男女共同参画に関する情報を周知し、国際理解を促進するために国際交流を推進します。

基本目標	重点目標	主な施策
Ⅰ とともに認め合い、尊重し合う意識づくり	1 男女がともに認め合う意識の醸成	①男女共同参画意識の普及・啓発 ②性別による固定的な役割分担意識の解消
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	①学校等における教育の推進 ②家庭における教育の推進 ③生涯にわたる学習の推進
	3 人権を侵害する暴力の根絶	①配偶者等からの暴力防止と被害者支援 ②あらゆる暴力の根絶 ③人権尊重の意識啓発
	4 国際的協調と国際交流の促進	①国際的協調の推進 ②国際交流と国際理解の推進

## 基本目標Ⅱ 多様な生き方ができる社会環境づくり

一人ひとりが個性と能力を発揮し、活躍することができる社会を目指します。

女性の職場進出が進む現在、女性労働者が差別されることなく、かつ、母性が尊重され、能力を十分発揮できる雇用条件や職場環境、各種法制度等の情報を企業に発信していきます。

核家族、共働きの家庭の増加や、少子高齢化社会の進行等、生活環境が変化している中で、男女がともに健康で安心して暮らせるような環境整備を行います。

基本目標	重点目標	主な施策
Ⅱ 多様な生き方ができる社会環境づくり	1 男女がともに働きやすい職場環境づくり	①職場における男女共同参画の推進 ②女性の雇用の拡大 ③農林水産業への男女共同参画の推進
	2 男女がともに健康で安心して暮らせる生活環境づくり	①子育て・介護支援の充実 ②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・促進 ③高齢者・障がい者等への支援の充実 ④生涯にわたる心とからだの健康支援の充実

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画

誰もが性別にかかわらず、個性や能力を活かすことができ、誰にでも出番と居場所のある地域づくりが重要です。そのため、行政の分野はもちろんのこと地域のさまざまなところにおいて、意思決定や方針決定の場に女性が参画することを推進します。

特に防災対策においては、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に立った防災・復興体制の整備を図ります。

基本目標	重点目標	主な施策
Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画	1 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進	①市の政策・方針決定の場への女性の参画の推進 ②女性のエンパワーメントの推進
	2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の推進	①家庭生活への男女共同参画の推進 ②地域社会への男女共同参画の推進
	3 様々な分野への男女共同参画の推進	①防災における男女共同参画の推進

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくり

男女共同参画社会の形成のための施策を、総合的かつ効果的に推進するために、市民や各種団体、企業、関係行政機関の連携はもとより、各事業の数値目標を公表し、組織強化を図り、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるよう推進します。

基本目標	重点目標	主な施策
Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくり	1 計画推進体制の拡充	①庁内推進体制の強化と各機関との連携



市民と協働で男女共同参画社会の実現を目指します。



## ●●●●● 数値目標 ●●●●●

計画を具体的に推進するために、次の項目について数値目標を定めます。

基本目標	項目	実績値 (平成26年度)	目標値 (平成36年度)
<b>基本目標Ⅰ</b> ともに認め合い 尊重し合う意識 づくり	啓発用パンフレット等の配布	—	年間 1,000部
	国や県等が行う講座や講演会への 参加人数	23人	50人
	男性の意識改革のための啓発講座 の開催	0回	年2回
	家庭生活の場での男女平等感	24.3%	40.0%
	教育の場での男女平等感	59.0%	100.0%
	ママパパ学級人数	174人	→
	市役所男性職員の育児休暇取得率	27.9%	100.0%
	市役所職員の有給休暇取得率	43.5%	70.0%
	DV相談窓口の周知	40.0%	80.0%
	高校等におけるデートDV防止 出前講座の開催	4校	→
国際交流等の各種行事参加数 (国際化推進実行委員会報告数)	3,142人	5,500人	
<b>基本目標Ⅱ</b> 多様な生き方が できる社会環境 づくり	職場での男女平等感	14.7%	40.0%
	家族経営協定締結農家数	18件	22件
	放課後児童クラブ受入れ数	640人	780人
	保育所等定員数	1,765人	1,931人
	子育て支援マスター組織の会員数	—	30人
	ファミリー・サポート・センターの 利用数	1,450人	1,800人
	子育てフェスタ参加者数	1日延べ3,000人	1日延べ3,500人

基本目標	項目	実績値 (平成26年度)	目標値 (平成36年度)
<b>基本目標Ⅱ</b> 多様な生き方が できる社会環境 づくり	病児・病後児受入れ人数	355人	400人
	ワーク・ライフ・バランス啓発 講演会の開催	—	年2回
	広報紙や市ホームページを活用した「ワーク・ ライフ・バランス」という言葉の啓発	—	年2回
	がん検診(子宮がん・乳がん)の 受診率	子宮がん 18.3% 乳がん 26.5%	子宮がん 20.0% 乳がん 30.0%
<b>基本目標Ⅲ</b> あらゆる分野に おける男女共同 参画	地域活動の場での男女平等感	40.4%	70.0%
	審議会等への女性委員の登用率	27.0%	35.0%
	女性委員のいない審議会数	11	0
	市役所職員の女性管理職の比率	6.3%	↗
	ロールモデルの発掘人数	—	20人
	女性消防団員の数	3人	10人
	自主防災組織の結成率	65.4%	100.0%
<b>基本目標Ⅳ</b> 男女共同参画推 進の体制づくり	庁内男女共同参画推進本部の設置	—	設置
	庁内男女共同参画推進委員の研修	年2回	年3回
	男女共同参画推進ネットワー ク会議の設置	—	設置

～目標を達成するために～

第2次四国中央市男女共同参画計画  
に基づき男女共同参画施策を実施し  
て参りますので、皆様のご理解とご  
協力をお願いします。

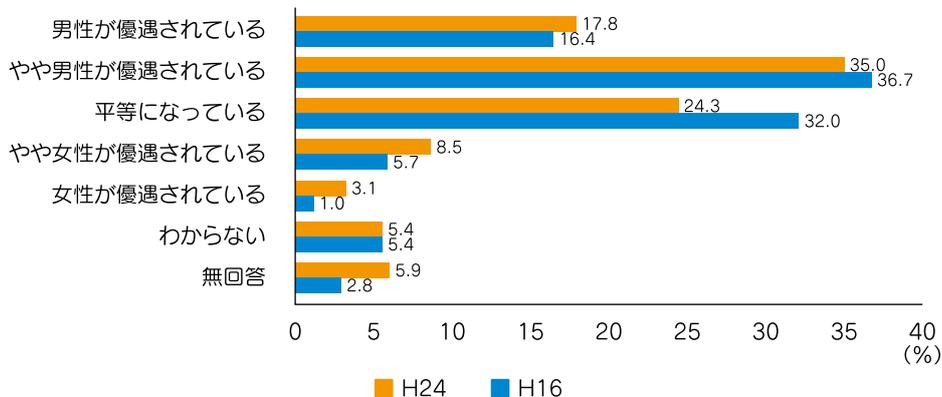




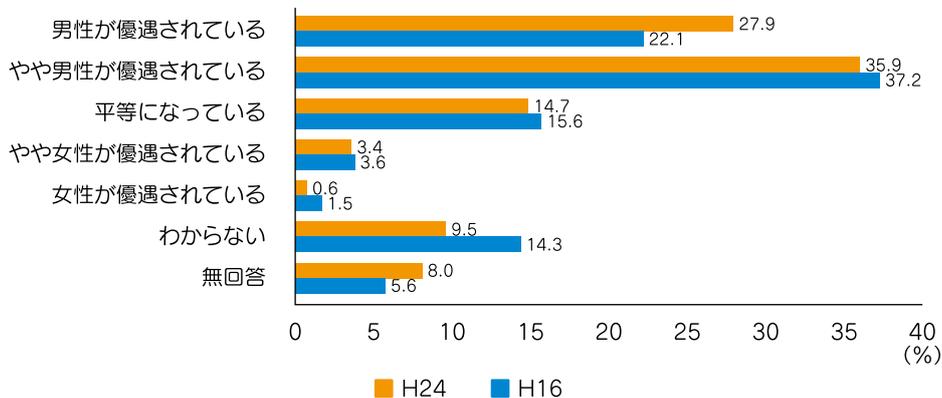
# 市民アンケート結果

(総合計画市民アンケートより)

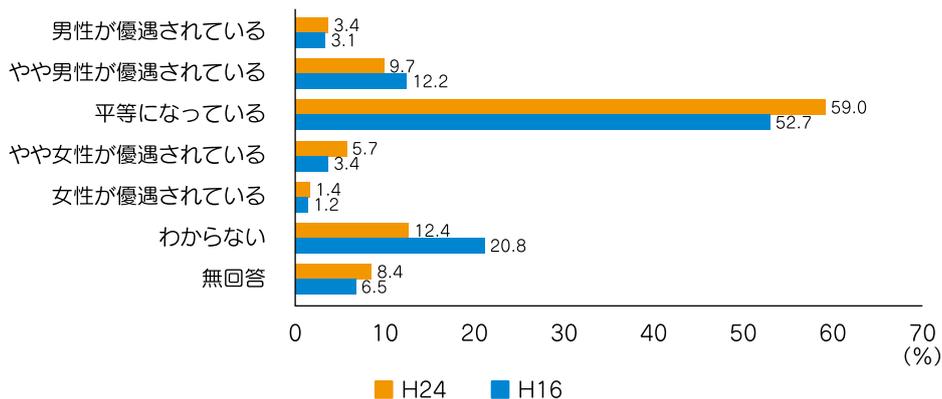
## 家庭生活における男女平等について



## 職場における男女平等について



## 教育の分野における男女平等について



四国中央市男女共同参画計画についてのお問い合わせは

**四国中央市 市民環境部 市民交流課**

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL●0896-28-6014 FAX●0896-28-6057

Web●<http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>

mobile●<http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/mobile/>

■発行年月 平成28年(2016年)2月

